

資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和元年 5月11日～5月24日	健康意識調査の実施
6月25日	第1回健康づくり推進協議会
7月8日	第1回ワーキンググループ会議 ・統計について ・計画骨子案について ・今後のスケジュール
8月21日	第2回ワーキンググループ会議 ・アンケート結果について ・計画骨子案について
9月12日	団体ヒアリング（沼田市食生活改善推進協議会）
9月27日	第1回沼田市健康増進計画庁内推進委員会・推進会議 ・計画骨子案について
10月9日	団体ヒアリング（沼田市保健推進委員会）
11月5日	第3回ワーキンググループ会議
12月25日	第2回沼田市健康増進計画庁内推進委員会・推進会議 ・「健康ぬまた21計画（第2次）」（案）について
令和2年 1月20日	第2回健康づくり推進協議会
2月13日～3月13日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施

2 沼田市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民が自らの健康づくりに役立つ施策を総合的に推進するため、沼田市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係行政機関の職員、保健医療関係団体及び保健衛生団体等の役員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年3月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、最初に委嘱された委員の任期は、昭和61年3月31日までとする。

附 則（平成9年3月26日告示第29号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第35号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

沼田市健康づくり推進協議会

1. 設置の趣旨

人口の高齢化に加えて、価値観の多様化による複雑化した現代社会の中にあつては、不安定な精神状態をはじめ、栄養のアンバランスや運動不足などに伴い、心身症や肥満、貧血等、各種生活習慣病の増加が大きな問題となっている。

これらの問題に対処するため、自分の健康は自分で守るという認識のもとに、生きがい対策、生活のリズムの調整、食生活の改善及び体力づくりを基調として、市民が生涯にわたって健康を持続することができるよう、総合的な健康づくり対策を検討する。

2. 事業

わが国の保健対策は、それぞれの行政機関ごとに講ぜられており、市町村の単位では、それらが渾然一体となっているのが実状である。したがって、市の単位において、これらの対策が市民全体に行き渡っているかどうか、また、本市の実態に即したものであるかどうかを見直す必要があることから、本市の保健関係事業の現状を総体的に把握し、ライフサイクルに添って検討を加え、欠如している部分の是正、どの分野にも共通する基本的な事業及び統合して実施し得る事業を推進する。

推進協議会委員一覧

役職	所属組織及び職名
会長	沼田市保健推進員会長
副会長	沼田市区長会代表
委員	利根沼田保健所長
委員	沼田利根医師会理事
委員	沼田利根歯科医師会理事
委員	沼田市国民健康保険運営協議会委員
委員	沼田市保健推進員会白沢町理事
委員	沼田市保健推進員会利根町理事
委員	沼田市食生活改善推進協議会長
委員	沼田市民生委員児童委員協議会理事
委員	沼田市環境保健協議会長

令和元年4月1日現在

3 沼田市健康増進計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 沼田市健康増進計画（以下「計画」という。）を推進するに当たり、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的に推進するため、沼田市健康増進計画庁内推進委員会（以下「推進委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 健康づくりに関する施策についての総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 健康づくりについての調査・研究に関すること。
- (4) その他健康づくりに関して必要と認められること。

(組織)

第3条 推進委員会は別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会の委員長は、健康福祉部長をもって充て、副委員長は健康課長をもって充てる。

- 2 委員長は推進委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じ推進委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

(推進会議)

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査・研究させるため推進会議を招集する。

- 2 推進会議のメンバーは推進委員の所属する部署の係長を委員長が指名する。
- 3 推進会議のリーダーは健康課長をもって充て、サブリーダーは推進会議のメンバーのうちから、リーダーが指名したものがこれにあたる。
- 4 推進会議は、リーダーが招集し議長となる。
- 5 議長は、推進会議が終了したときは、その経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(設置期間)

第7条 推進委員会及び推進会議の設置期間は、この要綱施行の日から計画期間終了までとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

推進委員会委員 (第3条関係)

区 分	職 名
委員長	健康福祉部長
副委員長	健康課長
委員	国保年金課長、社会福祉課長、子ども課長、高齢福祉課長、農林課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、白沢支所長、利根支所長、給食センター所長

推進会議委員 (第6条関係)

区 分	職 名
リーダー	健康課長
メンバー	国保年金課国保係長、社会福祉課障害福祉係長、子ども課子育て支援係長、子ども課保育係長、高齢福祉課介護予防係長、健康課予防係長、健康課保健係長、農林課農林振興係長、給食センター給食係長、学校教育課学校教育係長、生涯学習課社会教育係長、スポーツ振興課スポーツ振興係長、白沢支所生活係長、利根支所生活係長

沼田市健康増進計画 健康ぬまた 21（第2次）

発行：令和2年3月

健康福祉部健康課

〒378-8501

群馬県沼田市下之町888

電話：0278-23-2111（代表）

FAX：0278-20-1501